

令和 6 年第 3 回本巣市議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 6 年 9 月 27 日（金曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 32 号 本巣市新たな地場産品創出等推進条例について
- 日程第 3 議案第 34 号 字の区域の変更について
- 日程第 4 議案第 35 号 令和 6 年度本巣市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 5 議案第 36 号 令和 6 年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 8 認定第 3 号 令和 5 年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 9 認定第 4 号 令和 5 年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 10 認定第 5 号 令和 5 年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第 11 認定第 6 号 令和 5 年度本巣市水道事業会計決算について
- 日程第 12 議案第 37 号 令和 5 年度本巣市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 13 認定第 7 号 令和 5 年度本巣市下水道事業会計決算について
- 日程第 14 議案第 38 号 令和 5 年度本巣市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第 15 議案第 39 号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 40 号 工事請負契約の締結について（本巣消防署建設工事）
- 日程第 17 常任委員会委員の選任について
- 日程第 18 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 32 号 本巣市新たな地場産品創出等推進条例について
- 第 3 議案第 34 号 字の区域の変更について
- 第 4 議案第 35 号 令和 6 年度本巣市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 5 議案第 36 号 令和 6 年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 6 認定第 1 号 令和 5 年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 第 7 認定第 2 号 令和 5 年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第 8 認定第 3 号 令和 5 年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 第 9 認定第 4 号 令和 5 年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 10 認定第 5 号 令和 5 年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 第 11 認定第 6 号 令和 5 年度本巣市水道事業会計決算について
- 第 12 議案第 37 号 令和 5 年度本巣市水道事業会計剰余金の処分について
- 第 13 認定第 7 号 令和 5 年度本巣市下水道事業会計決算について

- 第14 議案第38号 令和5年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分について
- 第15 議案第39号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第40号 工事請負契約の締結について（本巢消防署建設工事）
- 追加日程1 議会議長辞職の許可について
- 追加日程2 議会議長の選挙
- 追加日程3 議会副議長辞職の許可について
- 追加日程4 議会副議長の選挙
- 第17 常任委員会委員の選任について
- 第18 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について
- 追加日程6 議会だより編集特別委員会委員の選任について

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏑本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	小椋真二	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会 事務局長	高木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	内木雅浩

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第 1 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第 1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員長からの報告をさせていただきます。

9月2日、本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第35号及び議案第36号の補正予算と認定第1号から認定第7号までの決算認定、また議案第37号及び議案第38号の企業会計剰余金処分の計31件であります。

付託同日、本会議散会後に本巣市役所3階全員協議会室において当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受け、質疑の後、分科会を設置して、各分科会に審査項目を割り振りして審査することにいたしました。

その後、分科会は9月13日に文教福祉分科会、17日に産業建設分科会、18日に総務企画分科会を開催して審査を行い、3つの分科会終了後の24日午前9時から本巣市役所3階全員協議会室において、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各部局長のほか、関係職員の出席を求め、各分科会長から審査報告を受けた後、委員全員で付託議案の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。読み直したところにおいては、御無礼をいたしました。

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さまでした。

続きまして、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

9月17日午前9時から、本巣市役所3階第2委員会室において産業建設委員会を開催いたしまし

た。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、谷口副市長、各所管部長のほか、関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

産業経済部の付託案件である議案第34号 字の区域の変更についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは報告いたします。

9月18日午前9時から、本巢市役所3階第1委員会室において、総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、谷口副市長、各所管部長のほか、関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

企画部の付託案件である議案第32号 本巢市新たな地場産品創出等推進条例についての審査を行いました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第32号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、議案第32号 本巢市新たな地場産品創出等推進条例についてを議題といたします。

議案第32号については総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは報告いたします。

議案第32号 本巢市新たな地場産品創出等推進条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく質疑を行ったところ、委員から、一般的なふるさと納税との違いはとの質問に対し、執行部から、一般的なふるさと納税では返礼品目的で寄附をする方が多いのが現状ですが、今回のクラウドファンディング型ふるさと納税は、本来の趣旨であるふるさとの支援、活性化など、プロジェクトに共感した人から寄附を集める方式となっていますとの答弁がありました。

続いて、クラウドファンディングをどういう形で進めていくのかとの質問に対し、執行部から、事業の計画、発案自体は事業者で行っていきます。市はクラウドファンディングの募集サイトの周知や助言、情報提供、寄附サイトやホームページでのPR等の支援を行いますとの答弁がありました。

続いて、事業者へのより具体的なサポート策はとの質問に対し、執行部から、中間事業者が個別で相談会をやっておりますので、それらも使いながら市も連携して支援していきますとの答弁がありました。

次に、その他の方法の具体的な内容はとの質問に対し、執行部から、どうしたらクラウドファンディングがうまくいくとか見せ方であったりの情報提供を行いますとの答弁がありました。

次に、専任部署は想定されているかとの質問に対し、執行部から、現在のメンバーで行う予定ですとの答弁がありました。

次に、情報収集はどのようにしていくのかとの質問に対し、執行部から、中間事業者を集めた勉強会などで情報収集していきますとの答弁がありました。

次に、制度の組立てや内容の状況はとの質問に対し、執行部から、詳細につきましては、条例制定後に規則を定めてまいりますとの答弁がありました。

次に、クラウドファンディングの期間内に寄附目標に達した場合、または達しなかった場合はとの質問に対し、執行部から、募集期間の目安は60日から90日間程度で考えています。寄附達成後も補助対象の上限まで継続することが可能です。達しなかった場合は、事業者はプロジェクトを中止するか、自己資金を使って実施するか選択します。実施する場合は、集まった額を補助しますとの答弁がありました。

次に、総務省の定める5割ルールとのバランスはとの質問に対し、執行部から、この補助金は、いただいた寄附金から返礼品や募集に係る経費を除いた残りの5割の範囲で支払いますので、総務省の定めるルールは問題ありませんとの答弁がありました。

次に、この制度を活用してできた返礼品は店舗販売可能かとの質問に対し、執行部から返礼品として登録していただくことが原則ですが、事業者自身の店舗等で販売も可能ですとの答弁がありました。

次に、対象は市内に所在する企業に限定するのか、また制度の周知方法はとの質問に対し、執行部から、原則市内に事業所を有する事業者が対象になりますが、市内に事業所の移転や市内で起業などの計画があり、実効性があると認められる場合は、補助金を活用することが可能です。周知はその都度勉強会を行い周知しますとの答弁がありました。

次に、勉強会の周知方法はとの質問に対し、執行部から、返礼品を登録している事業者にも案内しますし、商工会等を通じて案内していますとの答弁がありました。

次に、新たにやりたい事業者への勉強会の周知はとの質問に対し、執行部から、制度が制定されましたら、ホームページ等で周知していきますとの答弁がありました。

次に、より広く周知していく方法はあるかとの質問に対し、執行部から、周知についてはホーム

ページで公表させていただきます。個人でも計画を立てることが可能ですが、ふるさと納税の協力事業者に登録が必要でとの答弁がありました。

次に、体験型の返礼品として取り扱っていく予定はとの質問に対し、執行部から、体験型の返礼品は今回の条例とは別で考えていただければと思いますとの答弁がございました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

ただいま委員長報告から聞いたわけでありますけれども、その委員長報告の中においては、これはふるさと納税に関することの報告、また質問等であったと思われます。この新たにつくる条例に対してのことについては、あまり触れられていないと感じたわけであります。

そこでお伺いをいたします。

今報告があったように、中身について、この条例を定めなければいけない理由がどこにあるのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

委員長 高橋君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

審査をしている中で、クラウドファンディング型ということで、今回はこの新たな地場産品創出等推進条例につきましては、主にクラウドファンディングを広く進めていきたいという市の形を表明している条例だと私たちは考えております。

その中でも質問がありました、2つ目に報告させていただきましたクラウドファンディングという形でどう進めていくのかという質問だったりとか、内容に関しても質問が委員から出ていることから、審査はできているのかなというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

今、このふるさと納税をもう少し多くするというような形で参加してくれる企業に対していろいろな案内状を出したり、また説明会に出席するようにとの要請によって、私が想像する以上の方たちがその説明会に参加をしておられるわけであります。

その中において、わざわざこの条例を定めなければいけない理由は、今行っているふるさと納税

等々の促進に対して、そんなに大きな問題にならないであろうと。わざわざ条例をつくってまで、それを規定する必要が本当に必要なのかという思いがあって聞いているわけでありまして、委員会の中においてもそのような質疑応答があったのか否か伺っているわけであります。

○議長（大西徳三郎君）

委員長 高橋君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

今回のこの条例制定に関しては、一般的なふるさと納税とは別にクラウドファンディング型のふるさと納税を推し進めていくという市の形を、先ほどの繰り返しになりますが、推し進めていくという話というか、その条例制定において推し進めていく形の表明だと私たちは考えております。

その中で、やはりクラウドファンディングについて、これから一般的なふるさと納税だけではなく、新たにというよりは、クラウドファンディング型をまた推し進めることによって、また額の増額を見込んでいないかというふうに考えております。

そういった中で、質問等も先ほども、本当に繰り返しになりますが、クラウドファンディングの期間だったりとか、そういったことも委員から質問が出ておりまして、これは必要な条例だと、私たちの委員会の中では考えております。

よって、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものだというふうに考えてございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君。

○13番（鏑本規之君）

今の説明の中で、このクラウドファンディングというのかな、片仮名苦手ですけども、そのことについて、この条例を定めなければならないということはないと思っている。条例というものの重みを感じたときに、条例を定めることによってということ是非常に重いものがあるんですね。

ですから、条例をつくるのにおいては相当な審議をしていかなければならないと。条例をつくれれば、この件についてじゃなくしても、いろんな形について条例をつくれれば、その条例に違反をした場合において、市長の権限において罰則ができるということがあるわけなんです。そのぐらい条例というものは重いものだと思っている。本巢市の法律に近いものだと思っている。

それをつくることにおいて、本当にこのことが私は不必要とは思わないけれども、やらなければいけないという明確な理由が定められない限り、そんなに簡単に条例というものはつくるべきものではないというふうに感じていたから聞いたわけでありますので、全会一致であれば、それはそれで結構ですけども、もう少し条例というものに対する重みを感じた議論がなされているとよかったですというふうに思いましたので、質問したわけであります。

傍聴しておっても、そのような固いような質問等々がなかったことについて少し感じたので質問したわけでありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員賛成です。お座りください。したがって、議案第32号 本巢市新たな地場産品創出等推進条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 議案第34号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、議案第34号 字の区域の変更についてを議題といたします。

議案第34号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

議案第34号 字の区域の変更について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行いました。

その質疑内容について報告いたします。

委員から、換地をするに当たって地元で困っていることはないかとの質問に対し、執行部からいろいろな問題はあったようですが、最終的には話はまとまっていますとの答弁がありました。

自治会長が中心に進んでいるのかとの質問に対し、執行部から、組合長が中心になって進めていますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（大西徳三郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第34号 字の区域の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第35号及び日程第5 議案第36号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、議案第35号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第4号）について及び日程第5、議案第36号 令和6年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第35号及び議案第36号については、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鰐本規之君。

○予算決算委員会委員長（鰐本規之君）

それでは、委員長報告をさせていただきます。

9月24日開催の当委員会に付託されました議案第35号及び議案第36号の補正予算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、9月13日、17日、18日の各分科会での審査の後、質疑と委員間の意見交換を行いました。

採決の結果、議案第35号及び議案第36号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

議案第35号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第35号 令和6年度本巢市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第36号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第36号 令和6年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 認定第1号から日程第14 議案第38号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、認定第1号 令和5年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第14、議案第

38号 令和5年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

認定第1号から議案第38号までについては、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは報告をいたします。

9月24日開催の当委員会に付託されました認定第1号から認定第6号までの決算、議案第37号の剰余金処分及び認定第7号の決算並びに議案第37号の剰余金処分について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、9月13日、17日、18日の各分科会での審査の後、質疑と委員間の意見交換を行いました。

採決の結果、認定第1号から認定第6号、また議案第37号、認定第7号及び議案第38号については、全会一致でそれぞれ原案のとおり認定、また可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（大西徳三郎君）

委員長の報告が終わりましたので、監査委員の臼井悦子さんが退席されます。

暫時休憩します。

午前9時45分 休憩

午前9時46分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席にお戻りください。

これより討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立です。お座りください。したがって、認定第1号 令和5年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、認定第2号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、認定第3号 令和5年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、認定第4号 令和5年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、認定第5号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、認定第6号 令和5年度本巢市水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第37号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第37号 令和5年度本巢市水道事業会計剰余金の処分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

認定第7号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり認定することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、認定第7号 令和5年度本巢市下水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第38号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第38号 令和5年度本巢市下水道事業会計剰余金の処分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで監査委員が入室されますので、暫時休憩します。

午前9時54分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第39号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、議案第39号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました議案第39号につきまして提案説明を申し上げます。

議案第39号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第39号の補足説明を加納市民部長に求めます。

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第39号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の追加議案の概要1ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第2条第1項第3号ア及び第4号ア関係でございますが、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴いまして、引用しております「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」の定義に関する規定に項ずれが生じるため、改正するものでございます。

3の適用関係でございますが、施行時期は令和6年11月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 吉村君。

○1番（吉村知浩君）

今回のこの条例、法律の制定に伴い条例の改正ということで、先ほど項目にずれが生じたとありますが、この本巣市民にとって利益、また害のある可能性がないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

加納部長。

○市民部長（加納正康君）

今回の改正は、児童扶養手当施行令の一部改正により、引用部分の前の第2条の4第5項が削除され、以降の項を繰り上げたことによるものであって、内容的には変更はございませんので、影響等はありません。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それではしたがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第39号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第40号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第16、議案第40号 工事請負契約の締結について（本巣消防署建設工事）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、この案件につきましても、本日追加提案をさせていただきました案件でございますが、提案説明を申し上げます。

議案第40号 工事請負契約の締結について（本巣消防署建設工事）でございます。

本巣消防署の建設について、工事請負契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第40号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第40号 工事請負契約の締結について（本巢消防署建設工事）につきまして補足説明をさせていただきます。

本巢市議会定例会追加議案の3ページをお開き願います。

本巢消防署建設工事につきましては、本年8月30日に入札を執行し、9月9日に上村・白木特定建設工事共同企業体（上村建設株式会社、本巢市上真桑1550番地1、代表取締役 上村聖二氏・白木建設株式会社、本巢市政田若宮446番地、代表取締役 白木裕輔氏）と仮契約を締結したところでございます。

初めに、工事名でございますが、本巢消防署建設工事でございます。

工事の概要につきましては、先日の予算決算委員会でも御説明させていただきましたが、庁舎等は鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ床面積は2,378平米でございます。1階には執務室、出場準備室、車庫等を配置し、2階には会議室、食堂、仮眠室、更衣室などを配置しております。その他、外部には職員の訓練施設等を設置いたします。

次に、工事場所は本巢市見延地内でございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札により行っております。

7月5日に入札公告を実施しましたが、入札参加申請の期限である7月22日までに入札参加申請がなく不調となりましたので、入札参加の条件の中の施工実績の平均完成工事高の金額等を下げて、8月1日に改めて入札公告を実施し、2つの共同企業体から入札参加申請があり入札を執行したところでございます。

次に、追加議案の概要6ページ、入札執行一覧をお願いいたします。

記載の2つの企業体から応募があり、この2者により入札を執行したところでございます。

それでは、お手数ですが、追加議案の3ページにお戻りをいただきたいと思います。

次に、工期でございますが、議会議決の日から令和8年1月30日まででございます。

なお、監理業者につきましては、昨日入札を実施いたしまして、週明け早々には契約予定でございます。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含めまして15億1,580万円でございます。

以上、議案第40号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鰐本君。

○13番（鰐本規之君）

今説明を受けたわけでありますけれども、この議案第40号の中においては、工事の着工、工事をしてもいい日にちが今日からと、議会の終了後ということになっております。

その中で、今説明があったように、また委員会の中でも質問したように、設計をした人が監督になるというふうに聞いておるんですが、今の説明だと、昨日入札が行われて、その後審査をしなければいけないだろうと。そういう中において、正式な契約ができない中において、議会がこれで賛成多数になった場合においては、その時点から工事ができるというふうにとれるわけであります。このことについては何らかの約束事がなされているのか、何ら問題がないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑についての答弁を村澤総務部長に求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをいたします。

この工事と監理業務でございますけれども、今、鏑本議員さん言われました設計と監理業者が同じ業者というお話もございましたが、実はこれは国の方針が、設計と監理を分けるようにという今そういった指導になってございます。

これはなぜかといいますと、以前、耐震偽造事件ですか、要は設計業者と監理業者が同じ人であるとごまかすことができると言ってはあれですけども、そういった不正が起り得るということで、国のほうがそうやって設計と監理を分けるようにという御指導がございます。それで、本巢市のほうも、この方針に基づいて設計と監理を、結果として一緒になることはあるんですけども、別発注で発注をしておるというところでございます。

ただし、特殊な工事等につきましては、同一のというような例外規定もありますので、ここの本庁舎ですね、ここの本庁舎にはZ E Bですね、ゼロエネルギー庁舎というちょっと特殊な工事を行ったために、設計と監理をあえて同じ業者にしておりますが、そのほかの工事につきましては、監理につきましては別で入札を実施しておるというところでございます。

それで、工事とその監理の日にちが少し空くというところでございますが、やはり工事をして、それで工事で本日議決をいただいて、それからその前に、前にといいますか、同時に契約といいますと、ちょっと準備の関係もあります。この工事が確実に認められてから、監理のほうの契約の作業に入りますので、どうしても若干のずれは起こります。以前の工事においても同様に若干のずれが起こるところでございます。

それで、工事のほうは確かに本日からの契約ではございますけれども、当然準備等もありますので、多少監理の契約が遅れても、その監理業者が決まってからその工事の打合せ等ができるので、特に問題はないというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

13番 鏑本君。

○13番（鰐本規之君）

問題がないということでもありますけれども、この文書、契約の中にはそのようなことが記載をされていないとなると、監督が決まっていなくても工事ができてしまうというふうに取れるわけでありますので、今後においては箇条書でも何でも結構ですので、その中に監査役が決定したという形をつけていただければ何ら問題はないと思いますので、国の方針として、これから監査役、監督と設計者と別々というようなことになれば、同時に工事ができるというふうなことは、だんだんなくなる可能性もありますので、そういうものをつけていただくことを、これは要望としておきます。これからそういうふうにしていただくことを要望としておきますので、答弁のほうは結構でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

8番 澤村均君。

○8番（澤村 均君）

この工事に関して、完了、引渡しまでの担保は保証会社なのか、業者なのか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

契約保証の件ということでよろしいですか。

ちょっとまだその辺り、承知しておりませんが、通常であれば契約保証会社を使ってというところが一般的なところでございます。

○議長（大西徳三郎君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。お座りください。したがって、議案第40号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

都合により暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、ただいまの休憩中、辞職願を副議長に提出しました。これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することとし、副議長と交代をいたします。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（今枝和子君）

ただいま大西議長から議長の辞職願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

お諮りします。ここで議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程1 議会議長辞職の許可について

○副議長（今枝和子君）

追加日程1、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読していただきます。

○議会事務局書記（山本 憲君）

それでは、令和6年9月27日、本巣市議会副議長様。本巣市議会議長 大西徳三郎。

辞職願。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（今枝和子君）

ありがとうございました。

お諮りします。大西徳三郎さんの議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、大西徳三郎さんの議会議長辞職の許可については、許可することに決定をいたしました。

議会議長辞職の許可についてが終了しましたので、大西徳三郎さんの入場を許可します。

〔議長入場〕

大西徳三郎さんに申し上げます。

大西徳三郎さんの議長辞職を許可することに決定をいたしました。

大西徳三郎さんは登壇し、御挨拶をお願いします。

○16番（大西徳三郎君）

ただいま議長の辞職を許可していただきまして、ありがとうございました。

この2年間、議長ということで皆さんにお世話になりましたけれど、一身上の都合ということでありますけど、私なりに一生懸命やってきたかなと、そんなふうに思っています。

今後とも皆様方の御指導御鞭撻により、また議員活動等を務めていきたいと思っています。どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（今枝和子君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程2とし、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程2 議会議長の選挙

○副議長（今枝和子君）

追加日程2、議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号3番 瀬川照司さんと4番 飯尾龍也さんを指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。いいですか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

投票箱の異状はなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1 番議員から順番に投票をお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票16票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、大西徳三郎さん10票、臼井悦子さん6票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、大西徳三郎さんが議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された大西徳三郎さんが議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

大西徳三郎さんは登壇し、御挨拶をお願いします。

○新議長（大西徳三郎君）

ただいま多数の方に投票していただきましてありがとうございます。

辞めたばかりでまたこのような挨拶するのもおかしいと言えばおかしいような気もしますが、私としてはリセットして、また引き続き頑張るよという、そんなふうに捉えております。

ちょうど今、本巢市が20年になって、この新庁舎もでき、またこの新しい議場でもいろんな審議ができるということで、そういう責任のある今の時期においても、これからの10年、またその先の10年ということで、今はその21年目に当たる年かなと思っていますけど、引き続き本巢市をいいま

ちに、また市民が安心して暮らせるまちづくりのために、もうちょっと頑張れよということかと思っています。

このことにつきましては、藤原市長以下、皆さんの不断の努力というか、采配に本当に感謝をしておりますし、これからも議長として藤原市政を支えていきたいなと、そんなふうなことを思っております。

あれやこれや言うことはありませんけれども、今までと同様に、また今までよりも一層努力して、皆様方の御協力を得ながら、最後のあと1年ですけど、頑張って議長職を務めていきたいと思っています。どうかよろしく願います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（今枝和子君）

これで私の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

新議長 大西徳三郎さん、議長席へお願いをいたします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に、今枝和子さんから副議長の辞職願が提出されました。

議事の都合上、暫時休憩をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

お諮りします。ここで議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程3として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程3 議会副議長辞職の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程3、議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今枝和子さんの退場を求めます。

〔副議長退場〕

議会書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（山本 憲君）

令和6年9月27日、本巣市議会議長様。本巣市議会副議長 今枝和子。

辞職願。今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

お諮りします。今枝和子さんの副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、今枝和子さんの議会副議長の辞職の許可については、許可することに決定いたしました。

議会副議長辞職の許可についてが終了しましたので、今枝和子さんの入場を許可します。

〔副議長入場〕

今枝和子さんに申し上げます。

今枝和子さんの副議長を辞職することは、許可することに決定いたしました。

今枝和子さんは登壇し、御挨拶をお願いします。

○10番（今枝和子君）

この1年間、副議長として重責を務めさせていただきました。至らないところもあり、本当に皆様にはお支えいただきまして、無事1年を終えることができました。本当にありがとうございました。貴重な体験をさせていただきました。

今後はまた一議員として、本当に本巣市の発展、また本巣市議会の発展に向けて尽力してまいりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（大西徳三郎君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として直ちに議会副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程4 議会副議長の選挙

○議長（大西徳三郎君）

追加日程４、議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第２項の規定により、立会人に議席番号５番 片岡孝一君と６番 高橋時男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、１番議員から順に投票をお願いします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまから開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、うち有効投票16票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、飯尾龍也君 8 票、高橋勇樹君 6 票、高田浩視君 1 票、高橋時男君 1 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は４票です。したがって、飯尾龍也君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選された飯尾龍也君が議場におられますので、当選の告知をします。

飯尾龍也君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○新副議長（飯尾龍也君）

ただいま当選しました飯尾龍也です。

副議長という重い責任を負い、これから議長を補佐し、また諸先輩の御指導の下、また執行部の御協力の下、円滑な議会運営をしてみたいと思います。何分若輩者で勉強不足でございますので、ぜひとも御指導御鞭撻よろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。（拍手）

○議長（大西徳三郎君）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午後 1 時05分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 常任委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

それでは日程第17、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

予算決算委員会に、吉村知浩君、高橋知子さん、瀬川照司君、飯尾龍也君、片岡孝一君、高橋時男君、寺町茂君、澤村均君、高橋勇樹君、今枝和子さん、高田浩視君、河村志信君、鏑本規之君、臼井悦子さん、道下和茂君、以上の15名を、総務企画委員会に、片岡孝一君、高橋時男君、澤村均君、高橋勇樹君、高田浩視君、私、大西徳三郎、以上の6名を、文教福祉委員会に、吉村知浩君、飯尾龍也君、寺町茂君、今枝和子さん、臼井悦子さん、私、大西、以上の6名を、産業建設委員会に、高橋知子さん、瀬川照司君、河村志信君、鏑本規之君、道下和茂君、私、大西、以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

予算決算委員会は全員協議会室において開催をいたします。

予算決算委員会の互選終了後、総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室で開催をいたします。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは暫時休憩します。

午後1時08分 休憩

午後1時19分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算決算委員会委員長 高橋勇樹君、副委員長 寺町茂君、総務企画委員会委員長 高田浩視君、副委員長 高橋時男君、文教福祉委員会委員長 今枝和子さん、副委員長 臼井悦子さん、産業建設委員会委員長 河村志信君、副委員長 高橋知子さん、以上のとおりです。

日程第18 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

日程第18、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により私より指名をいたします。

飯尾龍也君、今枝和子さん、高田浩視君、河村志信君、鰐本規之君、道下和茂君、以上の6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員会委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、暫時休憩します。

午後1時21分 休憩

午後 1 時 27 分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので御報告いたします。

議会運営委員会委員長 道下和茂君、副委員長 飯尾龍也君、以上のとおりです。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後 1 時 28 分 休憩

午後 1 時 29 分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

お諮りします。先ほど休憩中に、議会だより編集特別委員会委員 臼井悦子さん、今枝和子さん、高橋時男君、片岡孝一君、高橋知子さん、以上 5 名から一身上の都合により辞任願が提出されました。

ここで議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程 5 として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程 5 とし議題とすることに決定いたしました。

追加日程 5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程 5、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥のため、臼井悦子さん、今枝和子さん、高橋時男君、片岡孝一君、高橋知子さんの退場を求めます。

〔14番 臼井悦子君、10番 今枝和子君、6番 高橋時男君、5番 片岡孝一君、2番 高橋知子君 退場〕

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員 臼井悦子さん、今枝和子さん、高橋時男君、片岡孝一君、高橋知子さん、以上 5 名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員 臼井悦子さん、今枝和子さん、高橋時男君、片岡孝一君、高橋知子さん、以上 5 名の辞任の許可については、許可することに

決定いたしました。

議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、臼井悦子さん、今枝和子さん、高橋時男君、片岡孝一君、高橋知子さんの入場を許可します。

〔14番 臼井悦子君、10番 今枝和子君、6番 高橋時男君、5番 片岡孝一君、2番 高橋知子君 入場〕

臼井悦子さん、今枝和子さん、高橋時男君、片岡孝一君、高橋知子さんに申し上げます。

臼井悦子さん、今枝和子さん、高橋時男君、片岡孝一君、高橋知子さんの議会だより編集特別委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程6として直ちに議題としたいと思いますので、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程6とし議題とすることに決定いたしました。

追加日程6 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程6、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により私より指名をいたします。

吉村知浩君、高橋知子さん、飯尾龍也君、高橋時男君、寺町茂君、以上の5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会だより編集特別委員会委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは暫時休憩をいたします。

午後1時34分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

議会だより編集特別委員会委員長 寺町茂君、副委員長 飯尾龍也君、以上のとおりです。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上をもちまして、本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第3回本巣市議会定例会を閉会いたします。30日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

午後1時43分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

新 議 長 大 西 徳 三 郎

副 議 長 今 枝 和 子

新 副 議 長 飯 尾 龍 也

署 名 議 員 澤 村 均

署 名 議 員 高 橋 勇 樹